

つながり

第17号

一定着支援センターだよりー

発行：三重県地域生活定着支援センター

2024.11.1

内容

- *わたしの活動の原点
“なぜ母親は娘を手にかけたのか”ー銚子市母子心中事件ー
- *救護施設の利用者支援

わたしの活動の原点

“なぜ母親は娘を手にかけたのか”ー銚子市母子心中事件ー

津市立三重短期大学
田中武士

1. 銚子市母子心中事件とは

2014年9月、千葉県銚子市の県営住宅で、母親（当時43歳）が無理心中を決意し、娘（当時13歳・中学2年生）を殺害するという痛ましい事件が発生しました。当日は家賃滞納のために強制退去が予定されていた朝でした。

母親はぎりぎりまで娘と一緒にいたかったので、明け渡しの当日に死のうと思っていました。娘を学校に送りだした後、自分が死ぬつもりで。そうすれば娘は行政に保護してもらえると考えていたのです。しかし、母親の様子を心配した娘が当日の朝になって、学校を休むと言い出し母親の計画が狂いました。部屋の明け渡し強制執行のために準備された大型トラックがいよいよ部屋の外に横付けに。その後の記憶は母親にありません。



(井上英夫ほか著 2016年 旬報社)

強制執行の補助業者が室内に入ると、そこには動かぬ娘の姿がありました。母は運動会ではしゃぐ娘の姿が映るビデオ映像を呆然と眺めていたそうです。運動会で使った鉢巻、それは娘の首に巻かれていました。

2015年6月、千葉地裁は母親に対し懲役7年（求刑14年）の実刑判決を言い渡しました。

2. 事件から見出せる諸問題

何よりも始めにこの世帯の経済的困窮を指摘しなければなりません。元夫の借金トラブルから離婚に至りますが、その後に養育費が支払われないことから生活が困窮していきました。母親は二度にわたり、生活保護の申請のために行政窓口を訪れています。窓口担当者からは「あなたは働いているので申請してもおりないような気がする」などと言われ、不適切な対応によって申請に至りませんでした。次に住まいの保障についてです。公営住宅法はその法律の趣旨からして、住まいのセーフティーネット機能を保障することが予定されています。適切な家賃設定を含めた住まいの確保は人間らしく生きるために不可欠な要素に違いありません。またこれに関連し、明け渡し訴訟・強制執行の手続きに関する問題も重要です。公営住宅の明け渡しの請求から、訴訟、強制執行に至るまで、千葉県の関係者は一度も母子に接触できていません。基本的人権である住まいを失わせる強制執行という手続きの重大性から、その後の生活のフォロー（退去後の生活の状況確認、居住先に関する情報提供や相談等）が必要なはずです。この事件の調査に参加した弁護士はこれら県の対応が適正手続き（憲法31条）を経ておらず、裁量の逸脱または濫用として違法の可能性もあると指摘しています。

これらの問題が事件に至る原因の全てであるとは言えませんが、問題が複合的に絡み合い母子を追い詰めていったことは間違ひありません。

3. 事件の本質を問う

今回ご紹介した事件は、現在の私の活動の原点のひとつになったものです。そしてこの種の事件を検討する際に、私は司法福祉学の視点が参考になると思っています。それは、司法福祉学における「規範的解決」とは個人の資質に着目して法的な解決をはかること、「実体的解決」とは法的な解決と共に臨床的な解決をもめざすこととされています。このことから私は事件の本質を問うためには個人の要因のみならず、個人を取り巻く社会環境の要因も含めて検討することが重要だと考えています。ここまで母子を追い詰めたものは何であったのか。そのことを追究し社会構造の問題までも視野に含めたソーシャルアクションの実践が必要なのではないでしょうか。個別的な支援の重要性はもちろんですが、犯罪にまで至らざるを得なかった状況をつくり出す社会構造的な問題に取り組ま

なければならぬと考えています。

救護施設の利用者支援

社会福祉法人 蕨野陽気園
救護施設 蕨野陽気園 森裕哉

「救護施設とはどんな施設なのか？」福祉に携わっている職員でも聞きなれない施設である為、研修先などでもよく質問されることがあります。

救護施設は、身体や精神に障害があつたり、何らかの生活上の問題のため日常生活を営むことが困難な方が入所し、健康で安心して生活しつつ、自立をめざす支援をする施設です。救護施設には障害種別による年齢制限はありません。支援を必要としている方を幅広く受け入れる救護施設は“地域におけるセーフティネット”として、命と生活そのものを支える存在となっています。

上記にあげたように救護施設にはさまざまな方が入所されており、触法者の方も何名か在籍しています。当園での日常生活は、個別支援計画に基づいて行われます。例えば、生活能力がある方で今後当園を退所して地域社会で就労を目指している方は、施設内での作業への参加を促しています。一方で、知的障害があり単身での生活が難しいと思われる方であれば、施設での日中生活を楽しめるように一緒に散歩をしたり、レクリエーションをするなどして過ごしていただいている。外出する際は1人で病院や買い物に行けない方には職員が付き添い、支援させていただきます。それぞれの障害や能力、個性に応じてニーズに沿った利用者支援をおこなっています。

触法者の中には、これまでの生活で一人暮らしをしていたけれど、長続きせずに犯罪を繰り返してしまうという経験の方も少なくありません。地域生活をするうえで食事や金銭、体調管理などで困った時に相談できる相手が少なかったと言われる方もいます。地域生活定着支援センターから紹介していただき当園に入所された利用者の方の中にも、入所後にもう一度地域生活を希望されることもあります。ただ心の中では本当に一人で生活出来るか不安に感じているように思われます。本人の希望を実現していく為にも、買い物・金銭・服薬など地域生活に向けて本人が不安に感じる部分を職員と一緒に確認していくことで、不安を取り除いていけるような支援に取り組んでいます。支援内容も段階的に設定し、継続す

ることで本人が自信を深めてもらえるように取り組んでいます。地域生活を目標にした利用者が皆必ずしも実現できるわけではありませんが、本人のニーズに寄り添った支援を提供することで、利用者自身が今後の生活を見つめ直していく機会にもなるのではないかでしょうか。うまくいくことばかりではありませんが、一緒に考えていくことがより良い支援につながっていくのではないかと思います。

編集後記：お待たせいたしました！「つながり」17号が完成しました。今回、お二人の方に寄稿のご協力をいただき、ありがとうございました。福祉の原点とは何か、自分の支援がこれで良いのかと改めて考える機会となりました。いろんな方の考え方を参考にして、寄り添う支援を心掛けたいと思います。今後も広報「つながり」をよろしくお願いいいたします。

定着支援センターだより「つながり」

発行：三重県地域生活定着支援センター

〒514-0003

三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館5階

TEL：059-221-1025 FAX：059-229-1314